

事例番号:380127

原因分析報告書要約版

産科医療補償制度
原因分析委員会第六部会

1. 事例の概要

1) 妊産婦等に関する情報

初産婦

2) 今回の妊娠経過

特記事項なし

3) 分娩のための入院時の状況

妊娠 33 週 0 日

16:20 切迫早産の管理目的で搬送元分娩機関に入院

4) 分娩経過

妊娠 33 週 0 日

17:00- 胎児心拍数陣痛図で軽度変動一過性徐脈を頻回に認める

20:24 破水のため当該分娩機関に母体搬送となり入院

20:44 血液検査で白血球 13500/ μ L、CRP 1.874mg/dL

妊娠 33 週 1 日

3:00 陣痛発来

6:18 経膣分娩

胎児付属物所見 胎盤病理組織学検査で絨毛膜羊膜炎Ⅲ度(Blanc 分類)、臍
帯炎Ⅲ度(中山分類)

5) 新生児期の経過

(1) 在胎週数:33 週 1 日

(2) 出生時体重:1800g 台

(3) 臍帯動脈血ガス分析:pH 7.35、BE -5.2mmol/L

(4) アプガースコア:生後 1 分 9 点、生後 5 分 9 点

(5) 新生児蘇生：実施なし

(6) 診断等：

出生当日 早産児、低出生体重児

(7) 頭部画像所見：

生後 4 ヶ月 頭部 MRI で嚢胞性脳室周囲白質軟化症の所見

6) 診療体制等に関する情報

〈搬送元分娩機関〉

(1) 施設区分：診療所

(2) 関わった医療スタッフの数

医師：産科医 3 名

看護スタッフ：看護師 3 名

〈当該分娩機関〉

(1) 施設区分：病院

(2) 関わった医療スタッフの数

医師：産科医 2 名、小児科医 2 名

看護スタッフ：助産師 3 名

2. 脳性麻痺発症の原因

- (1) 脳性麻痺発症の原因は、出生までのどこかで生じた胎児の脳の虚血（血流量の減少）により脳室周囲白質軟化症（PVL）を発症したことであると考える。
- (2) 胎児の脳の虚血（血流量の減少）の原因を解明することは困難であるが、臍帯圧迫による臍帯血流障害の可能性を否定できない。
- (3) 子宮内感染が PVL の発症に関与した可能性があると考える。
- (4) 早産期の児の脳血管の特徴および大脳白質の脆弱性が PVL 発症の背景因子であると考える。

3. 臨床経過に関する医学的評価（2020 年 4 月改定の表現を使用）

1) 妊娠経過

妊娠中の管理は概ね一般的である。

2) 分娩経過

- (1) 搬送元分娩機関において、妊娠 33 週 0 日に破水感で来院した時の対応(pH キットで確認、超音波断層法で子宮頸管長の確認、切迫早産の管理目的で入院としたこと)は一般的である。
- (2) 入院後の管理(膣分泌物培養検査実施、ノンストレステスト実施、血液検査実施、破水のため当該分娩機関に母体搬送したこと)は一般的である。
- (3) 当該分娩機関において、妊娠 33 週 0 日に前期破水で搬送された後の対応(超音波断層法実施、膣分泌物培養検査実施、胎児心拍モニタリング実施、血液検査実施、ベクタタゾノリン酸エステルナトリウム注射液投与、抗菌薬投与)は一般的である。また、ベクタタゾノリン酸エステルナトリウム注射液の効果を期待して 48 時間を目標として子宮収縮抑制薬(リトドリン塩酸塩注射液)を継続の方針としたことは一般的である。
- (4) 妊娠 33 週 1 日、陣痛発来と子宮口開大のため経膣分娩の方針としたこと、および分娩監視方法(連続的に分娩監視装置装着)は、いずれも一般的である。
- (5) 臍帯動脈血ガス分析を実施したことは一般的である。
- (6) 胎盤病理組織学検査を実施したことは適確である。

3) 新生児経過

出生後の対応・管理は一般的である。

4. 今後の産科医療の質の向上のために検討すべき事項

1) 搬送元分娩機関および当該分娩機関における診療行為について検討すべき事項

(1) 搬送元分娩機関

- ア. 妊娠 18-24 週頃に経膣超音波断層法による子宮頸管長の測定を実施することが望まれる。

【解説】本事例では、妊娠 18-24 週頃に子宮頸管長の測定が実施されていなかった。「産婦人科診療ガイドライン-産科編 2026」では、妊娠 18-24 週頃に経膣超音波断層法による子宮頸管長の測定が流産・早産ハイスクリ症例の抽出には有効であると認識すると記載されて

いる。

- イ. 前期破水が疑われる場合には、羊水量を計測することが望まれる。

【解説】本事例では破水感で来院し、切迫早産の管理目的にて入院した際の胎児心拍数陣痛図で変動一過性徐脈が出現していたが、超音波断層法による羊水量の計測がされていなかった。前期破水が疑われる場合には、羊水量は胎児健常性の確認のために重要であるため、計測することが望まれる。

(2) 当該分娩機関

なし。

2) 搬送元分娩機関および当該分娩機関における設備や診療体制について検討すべき事項

(1) 搬送元分娩機関

事例検討を行うことが望まれる。

【解説】児に重篤な結果がもたらされた場合は、その原因検索や今後の改善策等について院内で事例検討を行うことが重要である。

(2) 当該分娩機関

妊産婦、家族との対話の機会を設け、分娩、新生児経過などについて十分な説明を行う体制を整えることが望まれる。

【解説】本事例では家族からの疑問・質問が当委員会に寄せられている。当委員会としては得られた情報の範囲内でできるだけ客観的な回答に努めているが、当該分娩機関としても対話の機会を設けて自施設としての考えを伝え、疑問や質問に応えることが望まれる。

3) わが国における産科医療について検討すべき事項

(1) 学会・職能団体に対して

- ア. 早産児の PVL 発症の病態生理、予防に関して、更なる研究の推進が望まれる。

- イ. 絨毛膜羊膜炎および胎児の感染症や高サイトカイン血症は脳性麻痺発症に係ると考えられているが、そのメカニズムは実証されておらず、絨毛膜羊膜炎の診断法、治療法はいまだ確立されていない。これらに関する研究を推

進することが望まれる。

(2) 国・地方自治体に対して
なし。